

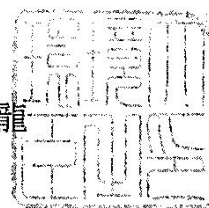


環水大自発第110331006号

平成23年3月31日

千葉県知事 鈴木 栄 治 殿

環 境 大 臣 松 本 龍



自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更について

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を別紙のとおり変更したので、同法第6条第8項において準用する同条第7項及び第8条第3項において準用する第6条第7項の規定に基づき、通知する。

「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の 総量の削減に関する基本方針」の変更について

平成22年 2 月
自動車環境対策課

1. 変更の趣旨

自動車NO_x・PM法に基づく現行の総量削減基本方針は、平成22年度までを目標としていることなどから、先般中央環境審議会に諮問を行い、総量削減基本方針の変更に関する中間報告を得た。これを踏まえつつ、総量の削減に関する新たな目標を定めるとともに、施策に関する基本的事項等について変更を行う。

2. 変更の概要

(1) 総量の削減に関する目標について

- 平成32年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。ただし、平成27年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。

(2) 総量削減計画の策定について

- 都市部局等との連携により開発に係る諸計画との整合を図る。

(3) 自動車単体対策の強化等について

- ディーゼル平成28年目標値に沿った排出ガスの低減を図る。
- ポスト新長期規制適合車の早期普及を図る。

(4) 低公害車の普及促進について

- 国及び地方公共団体等は調達した物品等を輸送する際低公害車の使用等に努める。

(5) エコドライブの普及促進について

- 関係省庁、地方公共団体が関係業界の自主的な取組を支援する。

(6) 局地汚染対策の推進について

- 関係者間の連携により、エコドライブ等の対策を図る。
- 重点対策地区は地域の状況や特性に応じた範囲を指定する。

(7) 普及啓発活動の推進について

- 広報活動等を通じた国民の理解の促進、ITS 等効果的な情報の発信を研究する。

(8) 関係者間の連携について

- 国及び地方公共団体は関係者と連携する。
- 関係事業者間の連携を図る。
- 地方公共団体は経験を共有し効果的な施策の拡大のため協力する。